

答申第 604 号

平成 27 年 5 月 25 日

神奈川県教育委員会

委員長 具志堅 幸司 殿

神奈川県情報公開審査会

会長 西谷 剛

行政文書公開請求拒否処分に関する異議申立てについて（答申）

平成 26 年 7 月 7 日付けで諮問された特定個人の資格に関する文書公開拒否（存否応答拒否）の件（諮問第 677 号）について、次のとおり答申します。

1 審査会の結論

実施機関は、特定個人に教員免許が発行されていることが分かる文書を求めるという公開請求について、その存否を明らかにしないで公開請求を拒否した決定は、取り消すべきである。

2 異議申立てに至る経緯

- (1) 異議申立人は神奈川県情報公開条例（以下「条例」という。）第9条の規定に基づき、平成26年6月4日付けで、神奈川県教育委員会（以下「県教育委員会」という。）に対して、公務員である特定個人（以下「本件個人」という。）に教員免許が発行されていることが分かる文書（以下「本件行政文書」という。）について、行政文書の公開請求（以下「本件請求」という。）を行った。
- (2) 本件請求に対し、県教育委員会は、平成26年6月9日付けで、その存否を明らかにしないで公開請求を拒否する決定（以下「本件処分」という。）を行った。
- (3) 異議申立人は、平成26年6月17日付けで、県教育委員会に対し、行政不服審査法第4条の規定に基づき、本件処分の取消しを求めるという趣旨の異議申立てを行った。

3 異議申立人の主張要旨

異議申立人の主張を総合すると、次のとおりである。

- (1) 本件個人は平成5年から特定自治体の教育委員会に講師採用され、平成24年に教諭として正式採用され、特定自治体の中学校で勤務していた者である。
- (2) 実施機関は「教員免許は個人の資格」との理由から条例第5条第1号に該当すると判断しているが、教員免許制度は、文部科学省によっても「公教育を担う教員の資質の保持・向上とその証明を目的とする制度であり、学校教育制度の根幹をなす重要な制度の一つ」とされているものであり、教員としての業務と関係のない資格と同じ扱いではなく、本件個人が教諭としての業務が許されるかが左右される重要な情報であるため、実施機関の判断は誤りである。

- (3) 実施機関は教員免許について、条例の解釈及び運用の基準で示す「人事管理上保有する、職員等の健康や休暇、身分取扱いに関する情報等」に当たるとしているが、教員免許は職員等の健康や休暇には当たらず、身分取扱いに関する情報についても、多くの自治体の条例で「任用や給与、勤務時間など」という意味で使っており、実際に教諭として働いている人物の教員免許の有無についてこの解釈及び運用の基準を適用することは拡大解釈と言わざるをえない。
- (4) 本件個人が「実施機関に属するものでもない」という実施機関の説明については、教員免許状が全国どの都道府県教育委員会でも原則、申請があれば授与できるものであるから、そのような理由で開示拒否をすることはできない。
- (5) 当方は教員免許状の詳しい記載内容の開示を求めているわけではない。「個人に与えた資格の有無を公開することになる」との理由で存否についても明らかにしないことは、重要な情報に対する説明責任を全うしていないことである。
- (6) したがって、本件処分は不当であり、少なくとも存否については明らかにすることが妥当である、との答申を求める。

4 実施機関（教育局行政部教職員企画課）の説明要旨

実施機関の説明を総合すると、本件行政文書の公開を拒んだ理由は、次のとおりである。

(1) 本件行政文書について

本件行政文書は、本件個人に教員免許が発行されていることが分かる文書であることから、教員免許状を授与する際に作成する免許原簿を特定した。

(2) 条例第5条第1号該当性について

ア 条例第5条第1号本文該当性について

本件個人の教員免許の有無（以下「本件情報」という。）は、個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、または識別され得る情報であることから、条例第5条第1号本文に該当する。

イ 条例第5条第1号ただし書該当性について

本件情報は、条例第5条第1号ただし書アの「法令又は条例の規定により何人にも閲覧、縦覧等又は謄本、抄本等の交付が認められている情報」、同号ただし書イの「慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」、又は同号ただし書エの「人の生命、身体等を保護するため、公開することが必要であると認められる情報」とは認められない。

また、本件情報は、公務員等の情報ではあるが、公務員等の情報であっても、人事管理上保有する職員等の健康や休暇、身分取扱いに関する情報等は、公務員等の職務遂行の内容に係る情報には含まれないと解されるため、同号ただし書ウの「公務員等の職務の遂行に関する情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る情報」とは認められない。

したがって、同号ただし書アからエのいずれにも該当しない。

(3) 条例第8条該当性について

本件請求は、本件個人に教員免許が発行されていることが分かる文書を求めているものであり、本件行政文書が存在しているか否かを答えるだけで、個人に対して教員免許状を授与したことの有無、すなわち個人に資格を与えたことの有無を公開することとなり、条例第5条第1号に規定する個人に関する情報を明らかにすることとなるため、条例第8条の規定を適用したものである。

5 審査会の判断理由

(1) 本件行政文書について

本件行政文書は、教員免許状を授与する際に作成する免許原簿のうち、本件個人に係る部分である。

(2) 教員の免許資格について

教員の要件については、教育職員免許法（以下「法」という。）第3条第1項に「教育職員は、この法律により授与する各相当の免許状を有するものでなければならない」と定められており、教員免許が必要とされている。

(3) 条例第8条該当性について

ア 条例第8条は、「公開請求に対し、当該公開請求に係る行政文書が存在しているか否かを答えるだけで、非公開情報を公開することとなるとき

は、実施機関は、当該行政文書の存否を明らかにしないで、当該公開請求を拒むことができる」と規定している。

イ 本件行政文書が存在しているか否かを答えるだけで、非公開情報を公開することとなるか否かについて、以下検討する。

(4) 条例第5条第1号該当性について

条例第5条第1号は、情報公開請求権の尊重と個人に関する情報の保護という二つの異なった側面からの要請を調整しながら、個人を尊重する観点から、個人に関する情報を原則的に非公開とすることを規定している。

ア 条例第5条第1号本文該当性について

(ア) 条例第5条第1号本文は、「個人に関する情報であつて、特定の個人が識別され、若しくは識別され得るもの又は特定の個人を識別することはできないが、公開することにより、個人の権利利益を害するおそれがあるもの」は非公開とすると規定している。

(イ) 本件情報は、個人に関する情報であつて、特定の個人が識別され、若しくは識別され得るものであると認められることから、条例第5条第1号本文に該当すると判断する。

イ 条例第5条第1号ただし書該当性について

(ア) 条例第5条第1号ただし書は、個人情報であっても、同号ただし書アからエまでに該当するものは公開すると規定している。

(イ) 条例第5条第1号ただし書ウ該当性について

a 条例第5条第1号ただし書ウは、「公務員の職及び当該職務遂行の内容に係る情報」については、公開することを規定している。

b 本件情報は、前記(2)において述べたとおり、法第3条第1項の規定により、教員としての教育活動を行う上で不可欠な資格であつて、公務員である教員が行う教育活動という職務遂行の正当性を担保する情報であると解される。

c したがって、本件情報は、公務員の職務遂行に関する情報であると認められ、条例第5条第1号ただし書ウに該当するため、本件行政文書が存在しているか否かを答えるだけで非公開情報を公開することとはならないと判断する。

5 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別紙のとおりである。

別 紙

審 査 会 の 処 理 経 過

| 年 月 日 | 処 理 内 容 |
|---------------------------------|------------------------------|
| 平成 26 年 7 月 7 日 | ○ 諮問 |
| 7 月 8 日 | ○ 実施機関に非公開等理由説明書の提出を要求 |
| 7 月 29 日 | ○ 実施機関から非公開等理由説明書を受理 |
| 8 月 4 日 | ○ 異議申立人に非公開等理由説明書を送付 |
| 8 月 25 日 | ○ 異議申立人から非公開等理由説明書に対する意見書を受理 |
| 平成 27 年 2 月 26 日 (第 146 回部会) | ○ 審議 |
| 4 月 23 日 (第 147 回部会) | ○ 審議 |

神奈川県情報公開審査会委員名簿

| 氏 名 | 現 職 | 備 考 |
|---------|---------------------------|------------------------|
| 相 川 忠 夫 | 関 東 学 院 大 学 教 授 | 部 会 員 |
| 市 川 統 子 | 弁 護 士（横 浜 弁 護 士 会） | 部 会 員 |
| 入 江 直 子 | 神 奈 川 大 学 教 授 | 部 会 員 |
| 柿 崎 環 | 明 治 大 学 教 授 | |
| 交 告 尚 史 | 東 京 大 学 大 学 院 教 授 | 会 長 職 務 代 理 者 |
| 遠 矢 登 | 弁 護 士（横 浜 弁 護 士 会） | |
| 西 谷 剛 | 元 國 學 院 大 学 法 科 大 学 院 教 授 | 会 長 （部 会 長 を 兼 ね る） |

（平成 27 年 5 月 25 日 現 在）（五 十 音 順）